

## 運行管理者 無料追加コンテンツ

# 運行管理者 旅客編

## 暗記ノート01

### (道路運送法)

PDFデータの販売・再配布等は認めておりません。

公開されているPDFデータは事前に断りなく移動、修正、公開停止などの措置をとる場合があります。

本文の内容は2024年7月時点の法令によって制作しています。

(制作 2024.7)

#### 旅客自動車運送事業の種類

一般旅客自動車運送事業	①一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する事業）
	②一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員【11】人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
	③一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員【11】人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
特定旅客自動車運送事業	

#### 事業者が行う手続き

許可 ※	運送事業の【経営】(運行管理の体制を記載した書類を添付)
認可	運送約款の【制定】及び【変更】
	事業計画の【変更】(【自動車庫】の位置及び【収容能力】、【営業区域】等)
届け出（あらかじめ）	【事業用自動車】の数などの事業計画の変更 【路線定期運行】の運行計画（路線定期運行の乗合）
届け出（遅滞なく）	【営業所】の名称などの軽微な事業計画の変更
届け出（6ヵ月前）	路線の【休止】又は【廃止】（路線定期運行の乗合）

※許可の取り消し等から5年を経過していない場合は不可。

## 過労運転の防止（事業者の業務）

過労の防止を考慮した【勤務時間】及び【乗務時間】の設定	
睡眠又は休憩のための施設を【整備】・【管理】・【保守】	
睡眠のための施設を勤務終了する場所付近に【確保】・【管理】・【保守】（営業所で勤務を終了できない場合）	
乗務の禁止①	【酒気帯びの者】※ 疾病・疲労・睡眠不足、その他の理由により安全運転又は補助することが【できない者】
交替運転者の配置	【夜間】及び【長距離運転】の場合（乗合・貸切）
乗務の禁止②	乗務距離の【最高限度】を超えて乗務させない

※呼気中のアルコール濃度 0.15mg/l 以上で【あるか否か】を問わない。

## ◆点呼

業務前	【対面】又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（※）で行う。①運転者に対しては、【酒気帯び】の有無 ②運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足等により安全運転が【できないおそれ】の有無 ③【日常点検の実施】についての【報告】を求め、【確認】を行い、運行の安全の確保のために必要な【指示】を与える。
業務後	【対面】又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（※）で行う。①【事業用自動車】、【道路】及び【運行の状況】 ②運転者に対しては、【酒気帯び】の有無についての【報告】を求め、【確認】する。また、他の運転者と交替した場合、③【交替した】運転者に対し行った【事業用自動車】、【道路】及び【運行状況】についての【通告】についても【報告】を求める。
業務途中	【一般貸切旅客自動車運送事業者】のみ】【夜間】において【長距離】の運行を行う運転者等に対して、当該業務の途中において少なくとも【1】回、【電話その他の方法】により点呼を行い、①業務に係る【事業用自動車】、【道路】及び【運行の状況】 ②運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足等により安全な運転をすることが【できないおそれ】の有無について【報告】を求め、【確認】を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な【指示】を与える。

酒気帯びの有無の確認は【アルコール検知器】（営業所に備えられたものに限る）により行い、及び【目視】等で運転者の状態を確認。

\*運行上やむを得ない場合は電話などで行う。ただし、【営業所と車庫が離れている】、【早朝・深夜】等は「やむを得ない場合」に該当しない。

## 記録の内容（過去問題より抜粋）

業務記録	乗合 特定旅客	乗務の【開始】及び【終了】地点及び【日時】及び主な【経過地点】及び【業務に従事した距離】
		運転を【交替】した場合は、その【地点】、【日時】
		【休憩】又は【仮眠】した場合は、その【地点】、【日時】
	貸切	著しい運行の【遅延】があった場合はその【概要】、【原因】
運行記録計	乗用	旅客が乗車した【区間】
	乗合（※） 貸切	旅客が乗車した【区間】、走行距離計に表示されている走行距離の【積算】キロ数（【事業用自動車】ごとに整理する）
運行記録計	乗合（※） 貸切	当該自動車の【瞬間速度】、【運行距離】、【運行時間】

※起点から終点までの距離が【100】kmを超える運行に限る。

## 運行経路等

乗合	運転基準図 ⇒ 【営業所】に備え付ける
	運行表 ⇒ 【運転者】に携行させる（営業所への【備え付け】は不要）
貸切	運行指示書 ⇒ 【運転者】に携行させる
乗用	営業区域内の地図 ⇒ 【自動車】に備えておく

## 書類の保存期間

### 《乗合・乗用》

苦情処理の記録、点呼の記録、業務記録、運行記録計による記録、運行指示書、乗務員証（転任、退職等の場合）	【1】年間
事故の記録、乗務員等台帳、特別な指導・監督の記録	【3】年間

### 《貸切》

苦情処理の記録、乗務員証（転任、退職等の場合）	【1】年間
点呼の記録、業務記録、運行記録計による記録、運行指示書、運送引受書、事故の記録、乗務員等台帳、特別な指導・監督の記録	【3】年間

## 特別な指導

### 《指導時間》

運転者の別	指導時間	
事故惹起	貸切バス以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全運転の実技以外…合計【6】時間以上</li> <li>■ 安全運転の実技…可能な限り実施</li> </ul>
	貸切バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全運転の実技以外…合計【10】時間以上</li> <li>■ 安全運転の実技…【20】時間以上</li> </ul>
初任	貸切バス以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全運転の実技以外…合計【6】時間以上</li> <li>■ 安全運転の実技…可能な限り実施</li> </ul>
	貸切バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全運転の実技以外…合計【10】時間以上</li> <li>■ 安全運転の実技…【20】時間以上</li> </ul>
準初任	貸切バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険の予測と回避（制動装置の急な操作に関する内容に限る）、ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握とは正及び安全運転の実技について実施</li> <li>■ 安全運転の実技…【20】時間以上</li> <li>■ その他…初任運転者に対して実施する時間と【同程度】以上の時間</li> </ul>
高齢	適性診断の結果を踏まえ、【自ら考える】ように指導	

### 《実施時期》

運転者の別	実施時期
事故惹起	【再度】乗務する前（外部の専門的機関で指導講習を受講する場合を除く）
初任	運転者に【選任される】前
準初任	直近【1】年間に運転経験（実技の指導を受けた経験を含む）のある貸切バスより【大型】の車種区分の貸切バスに【乗務する】前
高齢	適性診断の結果後【1】カ月以内

## 事故の定義（抜粋）

転覆事故	路面に対し【35】度以上傾斜して停止したもの
転落事故	道路外に【転落】（落差【0.5】m以上）したもの
衝突事故	【10】台以上の自動車の衝突を生じたもの
死傷事故	【死者】、【重傷者】を生じたもの

負傷事故	【10】人以上の負傷者を生じたもの
旅客事故	不適切な【ブレーキ】操作、【乗降口の扉の開閉】の不適切な操作等により【旅客に傷害】が生じたもの
疾病事故	運転者の【脳梗塞】、【心筋梗塞】、【くも膜下出血】等により、事業用自動車の運転を【継続すること】ができなくなったもの
運行不能事故	【原動機】、【動力伝達装置】、【車軸】、【燃料装置】等の故障により、自動車が【運行できなくなった】もの
車輪脱落事故	【車輪】の脱落（【故障】によるもの）
高速道路 障害事故	高速・自動車専用道路で【3】時間以上自動車の通行を禁止させたもの

## 事故報告書と速報

報告書	下記以外の事故の場合は【30】日以内※に報告書【3】通を運輸支局長等を経由し、国土交通大臣に提出
速報	<p>以下の事故があった場合は【24】時間以内に運輸支局長等に電話その他適当な方法で速報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①【転覆】、【転落】、【火災】を起こし、又は鉄道車両等と【衝突】若しくは【接触】したもの</li> <li>②旅客自動車運送事業においては【1】人以上の【死者】を生じたもの</li> <li>③【5】人（旅客にあっては【1】人）以上の【重傷者】を生じたもの</li> <li>④【10】人以上の負傷者を生じたもの</li> <li>⑤【酒気帯び運転】による法令違反事故</li> </ul>

※救護義務違反事故の場合はその事故を知った日から、また、国土交通大臣が必要と認め報告の指示があった事故の場合はその指示があった日から30日以内。

## 必要な運行管理者の数

事業の別		必要な数（1未満は切り捨て）
乗合・乗用・特定		事業用自動車の両数 ÷ 【40】 + 【1】
貸切	19両以下	【2】名（4両以下で理由がある場合【1】名）
	20両以上 99両以下	事業用自動車の両数 ÷ 【20】 + 【1】
	100両以上	（事業用自動車の両数 - 【100】） ÷ 【30】 + 【6】

## 事業者の業務（事業者のみが行う業務）

【勤務時間】、【乗務時間】を定める
休憩等の施設を【整備】、適切に【管理】・【保守】する
睡眠の施設の【整備】又は【確保】し、適切に【管理】・【保守】する
運転者を【常時】選任（【日日雇い入れられる】者、【期間内（2ヵ月以内）】の者、 【試用期間（14日以下）】の者を除く）
安全管理規程を【定め】、安全統括管理者を【選任】する（一定規模以上）
輸送の安全に関する基本的な方針を【策定】し、これに基づき【指導】及び【監督】 を行う
運行管理者の【職務】、【権限】及び【運行管理規程】を定める
補助者を【選任】する
定期点検の基準を【作成】、点検整備の【実施】、点検・清掃のための施設を【設置】 する
運賃、運送約款等を営業所等に【掲示】する（乗用除く）
指導要領を定め、【指導主任者】を選任する
苦情に対し、【遅滞なく】弁明をする

## 運行管理者の業務①

勤務時間及び乗務時間の範囲内で【乗務割】を作成する
休憩等の施設を適切に【管理】する
選任された【運転者】以外の運行業務の禁止
乗務員証（運転者証）を【携行】させ及び【返還】させる（乗用）
乗務員証（運転者証）を【表示】し、及び【保管】する（乗用）
事故防止対策に基づく従業員の【指導】及び【監督】をする
【補助者】に対する【指導】及び【監督】をする
天災時における乗務員への【指示】、輸送の安全のための【措置】

## 運行管理者の業務②（運行管理者が代行できる事業者の業務）

過労運転のおそれのある運転者の【乗務禁止】
長距離運転等の場合、交替の運転者を【配置】する（乗合・貸切）
【点呼】を行い、【報告】を求め、【確認】を行い、【指示】を与え、【記録】する

運転者に乗務内容を【記録】させ、【保存】する
運行記録計を【管理】・【記録】し、【保存】する
運行表を【作成】し、【携行】する（乗合）
運転基準図を【作成】し、【指導】する（乗合）
運行経路を【事前調査】し、運行指示書の【作成】し、運転者に【携行】させる（貸切）
【特別な指導】及び【適性診断の受診】
非常用器具の取扱いを【指導】する
事故に関する所定事項の【記録】及び【保存】する

## 運行管理者の講習

①新たに選任した運行管理者（※1）（※2）	選任の【届出をした日】の属する年度（やむを得ない理由がある場合は当該年度の翌年度）に【基礎講習】又は【一般講習】（基礎講習を受講していない場合は基礎講習）を受講させる。
②死者又は重傷者を生じた事故を起こした営業所の運行管理者（※2）	【事故等があった日の属する年度】及び【翌年度】（やむを得ない理由がある場合は当該年度の翌年度及び翌々年度。既に年度内に当該講習を受講した場合は翌年度）に【基礎講習】又は【一般講習】を受講させる。
③輸送の安全に係る許可の取消処分を受けた営業所の運行管理者（※2）	事故等があった日から【1年】（やむを得ない理由がある場合は1年6カ月）以内にできる限り速やかに【特別講習】を受講させる。
②、③の運行管理者	事故等があった日から【1年】（やむを得ない理由がある場合は1年6カ月）以内にできる限り速やかに【特別講習】を受講させる。

※1 当該事業者において初めて選任された者をいう。

※2 最後に基礎講習又は一般講習を受講した年度の翌々年度以降2年毎に当該講習を受講させる。

## 事業者の遵守事項と運行管理者の業務のまとめ

事項	事業者	運行管理者	参考法令	
			事業者 (運輸規則)	運行管理者 (運輸規則 第48条第1項)
車掌 * 2, * 3, * 4	乗務させなければならない事業用自動車(乗車定員【11】人以上)に乗務させる		15条	①
異常気象時等	乗務員に必要な【指示】を与え、輸送の安全のための【措置】を講ずる		20条	②
勤務時間・ 乗務時間	【勤務時間】・【乗務時間】を定め、運転者に遵守させる	【勤務時間】・【乗務時間】の範囲内で【乗務割】を作成・乗務指示	21条1項	③
休憩・ 睡眠施設	【整備】(確保)・【管理】・ 【保守】	【管理】	21条2項・3項	③の2
酒気帯び	酒気帯びの場合の【乗務】禁止		21条4項	④
疲労・疾病	乗務員の健康状態の把握、疾病・疲労・睡眠不足等の場合の【乗務】禁止		21条5項	④の2
交替運転者 の配置 * 2, * 3	長距離運転・夜間運転の交替運転者の【配置】		21条6項	⑤
輸送の安全	輸送の安全のための【措置】を講じる		21条7項	⑤の2
点呼	点呼の【実施】・【記録】・【保存】(【1】年間) (貸切は電磁的記録で【3】年間)	アルコール検知器の【設 置】・【有効に保持】	24条	⑥
	アルコール検知器を【有 効に保持】			
業務記録	運転者ごとに乗務を【記録】・【保存】(【1】年間) (貸切は【3】年間)		25条	⑦
運行記録計 * 1, * 2, * 3	運行記録計による【記録】 ・【保存】(【1】年間) (貸切は電磁的記録で 【3】年間)	運行記録計による【記録】 ・【保存】(【1】年間) (貸切は電磁的記録で 【3】年間)	26条1項・2項	⑧
運行記録計 使用不能車		運行記録計【使用不能車】 の運行禁止		⑨
事故の記録	事故の【記録】・【保存】(【3】年間)		26条の2	⑨の2
運転基準図 * 2	作成・営業所への【備え置き】・運転者に【指導】		27条1項	⑩
運行表 * 2	作成・運転者に【携行】させる		27条2項	⑪
事前調査 * 3	主な【経路の道路】及び【交通状況】について行い、 適する自動車を使用する		28条	⑫
運行指示書 * 3	【作成】・【指示】・運転者に【携行】させる・【保 存】(【3】年間)		28条の2	⑫の2
運転者	運転者を【選任】	選任された運転者以外の 【運転禁止】	35条	⑬

事項	事業者	運行管理者	参考法令	
			事業者 (運輸規則)	運行管理者 (運輸規則 第48条第1項)
乗務員等台帳	【作成】・営業所への【備え置き】・【保存】(※1)	【作成】・営業所への【備え置き】	37条1項・2項	⑬の2
乗務員証 (運転者証) * 1	運転者に【携行】(表示する場合を除く)させる	運転者に【携行】(表示する場合を除く)させる・乗務後の【返還】	37条3項	⑭
	乗務時の自動車に【表示】・【保存】(※2)	乗務時の自動車に【表示】・乗務後の【保管】	13条(※4) 37条4項	⑮
指導監督・特別な指導・非常用器具の取扱指導	乗務員に指導監督、特別な指導、【記録】・【保存】(【3】年間)、非常用器具の取扱指導		38条1項・2項・4項	⑯
適性診断	運転者(※3)に【受診】させる		38条2項	⑯の2
応急用器具等の備付	非常信号用具を備えない自動車の【運行禁止】(踏切警手のいない踏切を通過する場合)	非常信号用具を【備える】(踏切警手のいない踏切を通過する場合) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	43条2項	⑰
補助者	補助者の【選任】	補助者の【指導】・【監督】	47条の9 3項	⑱
運転禁止	【21】歳以上で免許期間【3】年以上の第二種免許取得者以外の運転禁止		運送法25条	⑲
事故報告	事故の【報告】	従業員に【指導】・【監督】	運送法29条	⑳

\* 1：一般乗用旅客自動車、\* 2：一般乗合旅客自動車、\* 3：一般貸切旅客自動車、

\* 4：特定旅客自動車

(※1) 転任・退職等で運転者でなくなった場合、3年間保存する。

(※2) 転任・退職等で運転者でなくなった場合、1年間保存する。

(※3) 事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者。

(※4) タクシー業務適正化特別措置法。